

第23回原子力委員会定例会議議事録

1. 日 時 令和元年6月26日（水）10:00～10:16

2. 場 所 中央合同庁舎第8号館5階共用B会議室

3. 出席者 内閣府原子力委員会
岡委員長、佐野委員、中西委員
内閣府原子力政策担当室
竹内参事官
原子力規制庁
藤森安全管理調査官

4. 議 題

(1) 関西電力株式会社高浜発電所の発電用原子炉の設置変更許可（1号、2号、3号及び4号炉発電用原子炉施設の変更）について（諮問）

(2) その他

5. 配布資料

(1-1) 関西電力株式会社高浜発電所の発電用原子炉の設置変更許可（1号、2号、3号及び4号炉発電用原子炉施設の変更）に関する意見の聴取について

(1-2) 関西電力株式会社高浜発電所原子炉設置変更許可申請（1号、2号、3号及び4号原子炉施設の変更）の概要について

参考資料

(1) 本申請の概要（第12回原子力規制委員会資料抜粋）

6. 審議事項

(岡委員長) それでは時間になりましたので、ただいまから第23回原子力委員会を開催いたします。

本日の議題ですが、一つ目が関西電力株式会社高浜発電所の発電用原子炉の設置変更許可（1号、2号、3号及び4号炉発電用原子炉施設の変更）について（諮問）、二つ目がその他です。

本日の会議は11時を目途に進行させていただきます。

それでは事務局から説明をお願いします。

（竹内参事官）議題1でございます。関西電力株式会社高浜発電所の発電用原子炉の設置変更許可（1号、2号、3号及び4号炉発電用原子炉施設の変更）についての諮問でございます。

原子力規制長、藤森安全管理調査官にお越しいただいております。

それでは、説明をよろしく願いいたします。

（藤森安全管理調査官）原子力規制庁の実用炉審査部門の藤森でございます。本日はよろしく願いいたします。

それでは、御説明させていただきます。本件、高浜原子力発電所1から4号炉の原子炉設置変更許可につきましての、原子力規制委員会から原子力委員会の方への諮問でございますけれども、まずは変更の内容につきまして、資料1-2の方で、あと参考資料を用いまして、御説明させていただければと思います。

資料1-2をお開きください。1ページ目に氏名、名称、住所並びに代表者氏名ということで、関西電力の代表取締役社長、岩根茂樹の方からの申請となっております。変更の内容でございますけれども、本文の5号と9号の変更でございます。具体的な変更内容はこの（4）変更の理由のところに記載がございますけれども、一つ目、イとしまして、原子力災害制圧道路等整備に伴い、敷地の面積及び形状を変更すること、それから、ロといたしまして、3号、4号の使用済樹脂を1号及び2号の廃樹脂処理装置で処理するため、1号炉及び2号炉共用の廃樹脂処理装置他を1から4号炉の共用に変更し、処理に係る設備を設置するという変更内容になってございます。

具体的には、ポンチ絵を参考資料1ということで、つけさせていただいておりますので、もう少しそちらで中身について御説明させていただければと思います。

参考資料1をお開きください。まず（1）の敷地面積及び形状の変更でございますけれども、こちらにつきましては、右側の図面上に青い線があるかと思いますが、こちらが高浜町が新しく整備をしようとしております、原子力災害制圧道路になります。こちらの青い線が、黒い点線の部分が、高浜発電所の敷地境界になりますけれども、こちらの敷地境界にかぶる形で整備されるということでございますので、左側のイメージ図を見ていただきますと分か

りますように、一部分、敷地をピンクというか、赤っぽい色のところの部分の敷地を高浜町に譲渡するという形でございまして、それに伴いまして、敷地の境界をこの赤い点線の内側に引っ込むような形で変更するという内容になってございまして、これに伴いまして、敷地面積、敷地境界の変更ということで、この変更にあわせまして、事業者としては、平常時被ばく評価、事故時被ばく評価を実施し直しております。

(2)の廃樹脂処理装置他の共用ということでございすけれども、こちらのこの図面を見ていただきますと、一番下側に1号及び2号炉でくくっている枠がございすけれども、その中に、更に赤い点線で廃樹脂処理装置が真ん中に書いてございすけれども、そちらの点線、廃樹脂処理装置、それから、この貯蔵タンク、供給タンク、それから濃縮廃液タンク等、これを1から4号炉の共用へ変更するという内容でございまして、3、4号炉の方では、この廃樹脂処理装置というのを、現在、設置してございせんので、3、4号炉の方の枠に書いてあります、右側のところの中にありますけれども、使用済樹脂貯蔵タンクの方で、これまで発生してございました、使用済樹脂は貯蔵してございました。これを、先ほどの1、2号炉の廃樹脂処理装置でためてあります使用済樹脂を処理するために、共用化をかけまして、この赤字で計量タンク、移送容器と書かれてございすけれども、こちらの装置を新たに設置しまして、3、4号炉の樹脂を1、2号炉の方に移送容器で運びまして、処理をするという変更の内容になってございす。

以上の変更内容を踏まえまして、資料1-1の諮問の方に移らせていただきますけれども、資料1-1をお開きください。

まず表紙で規制委員会から原子力委員会宛てに判こをついた諮問文がございすけれども、こちらに記載のとおり、この申請自身は平成30年11月16日付、申請がございまして、2019年5月9日付に一部補正されたものでございすけれども、審査の結果、同法第43条の3の8第2項において準用する同法第43の6第1号第1項各号のいずれにも適合していると認められるので、同法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第3項の規定に基づき、別紙のとおり基準の適用について、貴委員会の委員会を求めるという形で諮問させていただいてございす。

具体的に、こちらの審査の結果につきまして、3ページ目、別紙に記載がございすので、3ページ目をお開きください。

最初のパラに書いてございすとおおり、法第43条の3の6第1項第1号に規定する許可の基準への適合については、以下のとおおりであるということで書いてございすけれども、

本件申請については、まず発電用原子炉の使用の目的を変更するものではないこと。

それから、二つ目のポチで、使用済燃料については、再処理等拠出金法に基づく使用済燃料再処理機構から受託した、法に基づく指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行うことを原則といたしまして、再処理されるまでの間、適切に貯蔵・管理するという方針に変更はないということ。

それから、海外において再処理が行われる場合につきましては、我が国が平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において実施する、また、海外再処理によって得られるプルトニウムは国内に持ち帰る、それから、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けるという方針に変更はないということ。

それから、四つ目のポチでございますけれども、上記以外の取扱いを必要とする使用済燃料が生じた場合には、過去に許可を受けた記載を適用するという方針に変更はないこと。

ということから、今回の設置変更許可の変更が、発電、平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められるとして、まとめてございます。

以上につきまして、御審議のほどお願いできればと思います。

(岡委員長) ありがとうございます。

それでは、質疑を行います。

佐野委員からお願いします。

(佐野委員) 御説明ありがとうございます。規制庁の審議結果を検討させていただくことになるわけですが、一つ質問があります。参考資料第1号の3ページ目の右側の地図ですが、高浜線が右側に、中津海線が通っているところに、海の方に直結すべく新たに災害制圧道路をつくらうということですが、高浜線のほかに、何故道路をつくるのでしょうか。そもそも災害制圧道路はどのような目的のためにつくるのでしょうか。

(藤森安全管理調査官) 原子力規制庁の藤森でございます。

今の御質問の件ですけれども、災害制圧道路、ちょっと我々の審査の中では、その目的等というよりは、この災害道路の制圧に伴いまして、敷地境界が変更するということでの設置変更許可になってございまして、すみません、ちょっと詳細には存じていないんですけれども、避難等のために、この災害、何かあった場合の避難等のために、今の道路だけではちょっと不十分だということで、新しくこの部分に道路をつくるというふうを考えております。ちょっと海の方につながるというのは……

(佐野委員) 細い茶色い。

(藤森安全管理調査官) そうですね。この細い茶色が既にある道路でございますので、こちらにつなげるというふうに認識しております。

(佐野委員) この災害制圧道路というのは、地方自治体がつくるのですか。

(藤森安全管理調査官) はい。そのとおりでございます。

(佐野委員) ありがとうございます。

(岡委員長) 中西先生、いかがでしょうか。

(中西委員) どうも御説明ありがとうございました。私、特に異論はございません。

ただ、一つだけ教えてほしいことがありまして、今の廃樹脂処理装置の方ですけれども、ちょっと手いっぱいになったので、要は新たにタンクを設けるということだと思っておりますが、そうしますと、これはふえ続けるんですか。そうすると将来にまた2台目、3台目とつくっていくことになるのでしょうか。そこら辺について教えてください。

(藤森安全管理調査官) 御質問、ありがとうございます。原子力規制庁の藤森です。

今、ポンチ絵を見ていただいておりますかと思っておりますけれども、使用済樹脂の発生量といたしましては、3、4号炉で、ちょっと小さい字で書いてあるので分かりにくいんですけれども、約3立米、3、4号炉で発生してございます。また、1、2号炉の方も、約3立米発生しております。それらを処理する廃樹脂処理装置の年間処理量といたしましては、約6立米で、ちょっと平行しているように見えるんですけれども、実際はその発生量、運転していたときの過去10年ぐらいの発生量からしますと、3、4号炉、1、2号炉合わせて、5立米以下ぐらいでございますので、処理を続けていけば、どんどんこのタンクの容量はあいていくぐらいの処理能力は持っておりますし、この廃樹脂処理装置の6立米という処理量も、50%の稼働率で考えてございますので、実際の実力的にはもうちょっと処理能力はございますので、特にこの共用化によって、ずっとたまり続けていって、問題になるということはないというふうに判断してございます。

(中西委員) どうもありがとうございました。

(岡委員長) ありがとうございます。私は諮問されていることについて、質問はございません。

高浜1、2号というのは、廃止措置するんですでしたか。運転するんですでしたか。

(藤森安全管理調査官) 高浜1、2号は廃止措置ではなくて、今後、動かす予定での審査を続けているところでございます。

(岡委員長) そうすると、このタンクは共用で使うと、そんな感じのことだということですね。

ありがとうございました。

どうぞ。

(佐野委員) 先ほどの絵の中で、一般道路が通っています。これが敷地内を横切り、また敷地側に出ています。一般道路というと、誰でも通れる道路が敷地内に走っているということですが。例えば、テロリストとか通れてしまうのではないか。道路の脇に何か防御があるんですか。壁のようなものに包まれている道路なんですか。

(藤森安全管理調査官) 原子力規制庁の藤森でございます。

おっしゃるとおり、フェンス等で、この一般道路については管理をしております。敷地境界と同様に、フェンスでの管理、それから標識等、立ち入り禁止等の標識等によつての管理をしております。

(佐野委員) 県警が。

(藤森安全管理調査官) 警察がというよりは、関西電力が。

(佐野委員) ありがとうございます。

(岡委員長) ほかにございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、どうもありがとうございました。

議題1は以上です。

議題2について、お願いします。

(竹内参事官) 議題2です。今後の会議予定について御案内いたします。

次回、第24回原子力委員会の開催につきましては、日時、7月2日13時半から、場所、8号館5階共用C会議室、議題は調整中で、後日、原子力委員会ホームページ等の開催案内をもってお知らせいたします。

(岡委員長) ありがとうございます。

そのほか委員から何かご発言はございますでしょうか。

それでは、御発言がないようですので、これで本日の委員会を終わります。ありがとうございました。